

平成29年5月相模原市教育委員会定例会

日 時 平成29年5月19日(金曜日)午後5時00分から午後5時52分まで

場 所 相模原市役所 教育委員会室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名者の決定

3. 議 事

日程第 1 (議案第39号) 平成30年度相模原市立小学校使用教科用図書採択基本方針の策定について(学校教育部)

日程第 2 (議案第40号) 平成30年度相模原市立中学校使用教科用図書採択基本方針の策定について(学校教育部)

日程第 3 (議案第41号) 相模原市立小学校及び中学校で平成30年度に使用する特別支援教育関係教科用図書採択基本方針の策定について(学校教育部)

日程第 4 (議案第42号) 相模原市就学指導委員会委員の人事について(学校教育部)

日程第 5 (議案第43号) 相模原市スポーツ推進審議会委員の人事について(生涯学習部)

4. 閉 会

出席者(6名)

教 育 長 野 村 謙 一

教育長職務代理者 永 井 博

委 員 福 田 須美子

委 員 大 山 宣 秀

委 員 永 井 廣 子

委 員 平 岩 夏 木

説明のために出席した者

教育局長	笹野章央	教育環境部長	渡辺志寿代
学校教育部長	奥村仁	生涯学習部長	長谷川伸
教育局参事 兼教育総務室長	大用靖	学校教育課長	松田知子
学校教育課長 担当課長	佐藤美佳	学校教育課長 担当課長	大木真理
学校教育課長 担当課長	水野正人	学校教育課事 指導主事	的場雄一郎
学校教育課事 指導主事	菅原勝	学校教育課事 指導主事	中井庸晴
生涯学習部参事 兼スポーツ課長	菊地原央	スポーツ課長 担当課長	高林正樹
スポーツ課主査	皆川芳朗		
事務局職員出席者			
教育総務室主任	島崎順崇	教育総務室主任	齋藤竜太

開 会

野村教育長 ただいまから、相模原市教育委員会 5 月定例会を開会いたします。

本日の出席は 6 名で、定足数に達しております。

本日の会議録署名につきましては、永井博委員と福田委員を指名いたします。

はじめにお諮りします。本日の会議を公開の会議とすることによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

では、本日の会議は公開といたします。傍聴人の方は、お入りいただいて結構です。

(傍聴人の入場)

平成 3 0 年度相模原市立小学校使用教科用図書採択基本方針の策定について

野村教育長 これより日程に入ります。日程 1、議案第 3 9 号、平成 3 0 年度相模原市立小学校使用教科用図書採択基本方針の策定についてを議題といたします。

それでは、事務局より説明をいたします。

奥村学校教育部長 議案第 3 9 号、平成 3 0 年度相模原市立小学校使用教科用図書採択基本方針の策定について、ご説明申し上げます。

本議案は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 1 3 条に基づき採択を行うため、相模原市教育委員会は平成 3 0 年度に相模原市立小学校で使用する教科用図書の採択基本方針を、神奈川県教育委員会が定める「平成 3 0 年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針」を受け、提案するものでございます。

それでは、具体的なことは学校教育課長から説明させていただきます。

松田学校教育課長 詳細について、ご説明いたします。

「1 教科用図書の採択」についてでございます。

平成 2 9 年度は、小学校において平成 3 0 年度に使用する教科用図書を採択いたします。

具体的には、国語等の 1 1 教科及び平成 3 0 年度より教科になります、特別の教科道徳の教科用図書を採択いたします。

「2 採択の基本原則」については、6 項目でございます。

(1) として、相模原市教育委員会が設置する「相模原市教科用図書採択検討委員

会」の調査研究の結果を参考に、公正・適正を期し、採択する、といたしました。

この「相模原市教科用図書採択検討委員会」は、本市教育委員会が行う教科用図書の採択に関し、必要な事項を教育委員会へ報告するため設置するものです。

市立学校の校長の代表、教職員の代表、教育研究会の代表、保護者の代表、学識経験者、教育委員会事務局の職員によって構成され、今年度は11名に委員を委嘱する予定でございます。

(2)として、文部科学省の「教科書編修趣意書」、神奈川県教育委員会が行う「教科用図書の調査研究」の結果を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択する、といたしました。

この文部科学省の「教科書編修趣意書」につきましては、教科用図書の研究・調査の参考資料とするため、発行者が教科書編集の基本方針や特色、構成などについて記載したものを文部科学省が取りまとめ、提供しているものでございます。

(3)として、学校、児童、地域等の特性を考慮して採択する、といたしました。

(4)として、採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲で、基本方針、採択に至る経緯、採択理由など教科用図書採択に係る情報について積極的な公開に努める、といたしました。

(5)として、教科用図書の採択が公正かつ適正に行われるために、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう、静ひつな採択環境を確保する、といたしました。

(6)として、小学校において平成30年度に使用する教科用図書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条に則り、採択する、といたしました。

この法律及び政令によって、「義務教育諸学校において使用する教科用図書については、4年間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。」とされており、小学校において平成30年度に使用する教科用図書は、資料2枚目の別紙1のとおり、原則として平成26年度に採択されたものを継続して採択することになります。

また、平成30年度に使用する特別の教科道徳の教科用図書は、今年度、新たに採択いたします。

続いて、「3 教科用図書の調査研究の観点」についてでございますが、平成30年度使用小学校特別の教科道徳教科用図書調査研究の観点を別紙2のとおり定める、といたしました。

別紙 2、「平成 30 年度使用小学校特別の教科道徳教科用図書調査研究の観点」をご覧いただきたいと存じます。

教科・種目に共通な観点といたしまして、1 点目に教育基本法、学校教育法との関連を、2 点目には学習指導要領との関連を、3 点目には本市の教育ビジョンである相模原市教育振興計画などの各教育プランとの関連を掲げました。

6 点目の思考力、判断力、表現力等を育む内容は充実しているか、の項目については、確かな学力を育む観点から盛り込んでおります。

15 点目の表記・表現につきましては、色彩等が適切であり、ユニバーサルデザインに配慮しているかという、支援教育の視点についても観点に加えました。

特別の教科道徳につきましては、神奈川県は大まかな観点を設定しておりますが、本市はより詳細に具体的な観点を設定いたしました。

18 点目には、現代的課題への配慮の項目を設定し、情報モラルや生命倫理などの現代的課題の扱いが充実しているか、いじめに正面から向き合う内容や善悪の判断、信頼・友情、規範意識、公正・公平などの内容が充実しているか、日本人としての自覚をもって、我が国の伝統の継承と新しい文化の創造に貢献しうる能力や態度の育成に資する内容が充実しているかの調査を行うことにしました。

ここで示しております「日本人としての自覚」ということの意味合いですが、平和で民主的な国家及び社会の形成者として公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し、未来を開く主体性のある日本人という意味になります。

以上で、議案第 39 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

永井（博）委員 今、説明いただきました別紙 2 についてお伺いします。資料の 16 番以降に特別の教科道徳に関する観点が記載されておりますが、これは本市が、このような観点を意識して採択をするということでしょうか。

松田学校教育課長 基本的には国や県の示している観点と同じですが、より具体的にお示しをして、それらを視点にしながら採択をしていただきたいと思いますと考えております。

永井（博）委員 18 番の現代的課題への配慮では、3 つの項目が記載されています。

例えば2つ目に「いじめに正面から向き合う内容や善悪の判断、信頼・友情、規範意識、公正・公平などの内容が充実しているか」とありますが、例えば本市は、近年いじめに関連した大きな事件がありました。いじめに正面から向き合うという内容は大賛成で、道徳の時間というのは子どもの心情や正しい判断力を育てたりすることが狙いですが、教育課程の中には、特別活動として学級で担任が行う指導があるわけです。私は特別活動で扱ういじめと、道徳で扱ういじめは違うものだと思っています。それを加味して、別紙2の18番に記載されている3つの項目を見ますと、文の表現が「充実しているか」と並んでおり、「充実しているか」というと、3つの項目内容が度々出てくるかというようにも受け取れます。いじめに正面から向き合う内容が、正しく取り扱われているかという意味で、「充実しているか」ということならいいのですが、「回数が多く出てくるか」というようにも、受け取れる気がします。その点についてはいかがでしょうか。

松田学校教育課長 今、委員に解釈していただいたとおり頻度というよりも、そういった内容がきちんと含まれているかという視点で捉えていただきたいと思います。

福田委員 現代的課題への配慮というところですが、「日本人としての自覚」について今、捕捉されましたが、補足で説明された内容を端折ってまとめてしまいますと、「日本人としての自覚をもって、我が国の伝統の継承と新しい文化の創造に貢献しうる能力や態度の育成に資する内容が充実しているか」という言葉が際立ってしまいますので、先ほどご説明された「他国を尊重して国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う内容が適切に扱われているか」という文言に書き変えた方が、今の時代に合う現代的課題と言えるのではないかなと思います。

松田学校教育課長 ありがとうございます。

より正しくご理解していただくために、今ご指摘いただいたように表現を工夫してまいります。

平岩委員 今と同じ項目のところになります。書き加えて具体的にということですが、神奈川県ではなくて相模原市に特化したということで申し上げますと、私の子育ての経験からしましても、各クラスに外国籍とか、もしくは日本国籍でも外国の親を持つお子さんたちもいらっしゃいまして、「日本人としての自覚」という言葉には少し違和感を覚えます。この辺はどうでしょうか。

松田学校教育課長 ご指摘ありがとうございます。ここで記載している「日本人として

の自覚」につきましては、何か日本人に特化してという意味ではなく、先ほど説明させていただいたように、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、どこの国も大事にしながらの公共の精神を大事にするという意味合いで使用しております。

野村教育長 今回の部分について、国や県の考え方にはこのような表記があるのですか。

的場学校教育課指導主事 今回の、道德教育の目標が新しく学習指導要領で改訂されまして、その中で「日本人としての自覚」という言葉が使われております。

野村教育長 平岩委員の指摘は学校にはいろいろな立場の子どもがいて、その子たちから見たときに、「日本人としての自覚」という言葉をどう捉えるのかということだと思うので、この表現については、工夫が必要なのかもしれませんね。いかがでしょうか。

松田学校教育課長 ありがとうございます。ご指摘いただいた点を加味しながら、反映できるところを反映し、表現を工夫してまいります。

永井（廣）委員 私も「日本人としての自覚」というところに、やはり違和感がありますし、多国籍社会の現代においては差別なく、どの子どもも平等なんだということに重点を置いていただければと思います。

それに加えて、その続きの文章にも違和感があります。「我が国の伝統の継承と新しい文化の創造に貢献しうる能力や態度の育成に資する内容が充実しているか」とありますが、その「我が国の伝統」と言っても歴史が長いので、どこの部分を取り出すかによって、国や家族のあり方なども違ってきますので、一概にはこれが「我が国の伝統」と決められない部分もあるかと思えます。例えば、明治時代と平安時代では全然考え方が異なると思えます。どこの部分を指して「我が国の伝統」と言っているかがよくわからず、漠然とし過ぎているのかなと思えますが、いかがでしょうか。

的場学校教育課指導主事 時代的な区分については、特に明示されておりませんが、この日本で、ずっと培われてきた伝承等に触れる機会を持つことで、さらにその先の国際理解につなげていくという趣旨で、この伝統文化については捉えられております。ですので、そのような教材が教科書にあるかという視点で見ていただければと思います。

永井（博）委員 重ねてですが、現代的課題への配慮で記載している3つの項目が充実しているかということで、先ほど頻度ではないというお答えをいただきましたが「充実しているか」と言葉で言ってしまうと、私はやはり頻度のことと捉えてしまい、何度も出てくるかを見るような気がしますので、「適切に扱われているか」というニュアンスで解釈すればよろしいでしょうか。

松田学校教育課長 その表現については再検討して、よりの確な表現にしていきたいと思います。
大山委員 先ほどの日本人としてということについての個人的見解ですが、「日本国にいる人間として」という、要するにもっと広い範囲のことを指しているのだと思います。そうすれば、あまり違和感がないと私自身は思うのですが、いかがでしょうか。

松田学校教育課長 具体的に表現の仕方もお示しいただいてありがとうございます。確かにそのとおりで、国際社会という中での「日本人としての自覚」と思っておりますので、いただいたご意見も含めて表現を検討していきたいと思います。

平岩委員 観点の20番についてお伺いします。「自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考える工夫がされているか」とありますが、この工夫がされているということは、どういったことを指しているのでしょうか。少し説明をしていただきたいです。

的場学校教育課指導主事 これまで道徳につきましては教科書がなく、各学校において、いろいろな会社が出している副読本であったり、先生方が自分で選んできた資料等を使用し、授業を行ってまいりました。そのような中でこれまで課題として出ていたのは、様々な事象を取り上げる中で、どうしても一面的な取り上げ方になってしまうことがございました。今後は、子どもたちが考え議論する道徳への転換が求められており、1つの事象でもいろいろな側面があるということを、子どもたちが捉えられるような教材が必要だと考えております。ですので、今回採択する教科書にそのような教材の工夫がされているかということで、ご理解をいただければと存じます。

野村教育長 他にいかがでしょうか。特にございませんか。

では、他に質疑、ご意見がないようですので、これより採決を行います。

議案第39号、平成30年度相模原市立小学校使用教科用図書採択基本方針の策定については、各委員からご指摘がございました観点の18番にある「充実しているか」という表現を「適切に扱われているか」に改めるとともに、「日本人としての自覚をもって、我が国の伝統の継承と新しい文化の創造に貢献する能力や態度の育成に資する内容が充実しているか」を「我が国の伝統と文化を尊重するとともに他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う内容が適切に扱われているか」のように、修正したもので決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第39号は可決されました。

平成30年度相模原市立中学校使用教科用図書採択基本方針の策定について
野村教育長 次に日程2、議案第40号、平成30年度相模原市立中学校使用教科用図書採択基本方針の策定についてを議題といたします。

事務局より説明をいたします。

奥村学校教育部長 議案第40号、平成30年度相模原市立中学校使用教科用図書採択基本方針の策定について、ご説明申し上げます。

本件につきましても、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条に基づき採択を行うため、相模原市教育委員会は、平成30年度に相模原市立中学校で使用する教科用図書の採択基本方針を、神奈川県教育委員会が定める「平成30年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針」を受け、提案するものでございます。

具体的なことについては、学校教育課長からご説明させていただきます。

松田学校教育課長 それでは、詳細についてご説明申し上げます。

「1 教科用図書の採択」についてでございます。平成29年度は、中学校において平成30年度に使用する教科用図書を採択いたします。

「2 採択の基本原則」についてですが、中学校においては、平成30年度に使用する教科用図書は義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条に則り、採択する、といたしました。

この法律及び政令によって、「義務教育諸学校において使用する教科用図書については、4年間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。」とされており、中学校において平成30年度に使用する教科用図書は、2枚目の別紙1のとおり、原則として平成27年度に採択されたものを、継続して採択することになります。

以上で、議案第40号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見がございましたらお願いいたします。中学校については、基本的に平成27年度に採択された教科書を継続して使用するということでございます。

いかがでしょうか。特にございませんか。

では、質疑、ご意見がございませんので、これより採決を行います。

議案第40号、平成30年度相模原市立中学校使用教科用図書採択基本方針について

を、原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第40号は可決されました。

相模原市立小学校及び中学校で平成30年度に使用する
特別支援教育関係教科用図書採択基本方針の策定について

野村教育長 次に、日程3、議案第41号、相模原市立小学校及び中学校で平成30年度に使用する特別支援教育関係教科用図書採択基本方針の策定についてを議題といたします。

事務局より説明をいたします。

奥村学校教育部長 議案第41号、相模原市立小学校及び中学校で平成30年度に使用する特別支援教育関係教科用図書の採択基本方針について、ご説明申し上げます。

本件は、学校教育法附則第9条に基づき採択を行うため、相模原市教育委員会は、平成30年度に相模原市立小学校及び中学校で使用する特別支援教育関係教科用図書の採択基本方針を、神奈川県教育委員会が定める「平成30年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針」を受け、提案するものでございます。

詳細については、学校教育課長から説明させていただきます。

松田学校教育課長 詳細についてご説明いたします。

「1 教科用図書の採択」についてでございます。平成29年度は、相模原市立小学校及び中学校で平成30年度に使用する特別支援教育関係教科用図書を、採択いたします。この教科には、小学校特別の教科道徳も含まれます。

「2 採択の基本原則」については、5項目でございます。これについては、先ほどの議案第39号の(1)から(5)までと同様でございます。

「3 教科用図書調査研究の観点」についてでございますが、平成30年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点を別紙1のとおり定める、といたしました。

2枚目の別紙1をご覧くださいと存じます。

平成30年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点でございますが、1点目に教育基本法、学校教育法との関連を、2点目には、学習指導要領との関連を、3点目には、各教育プランとの関連を掲げました。

内容以下の項目においては、支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズに応じた教科

用図書が採択できるように観点を設けました。

なお、小学校特別の教科道徳については、平成30年度使用特別の教科道徳教科用図書調査研究の観点を準ずることにいたします。

以上で、議案第41号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりました。

これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。特にございませんか。

では、質疑、ご意見等がありませんので、これより採決を行います。

議案第41号、相模原市立小学校及び中学校で平成30年度に使用する特別支援教育関係教科用図書採択基本方針の策定についてを、原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第41号は可決されました。

相模原市就学指導委員会委員の人事について

野村教育長 続いて、日程4、議案第42号、相模原市就学指導委員会委員の人事についてを議題といたします。

事務局より説明をいたします。

奥村学校教育部長 議案第42号、相模原市就学指導委員会委員の人事について、ご説明申し上げます。

本議案は、相模原市就学指導委員会委員の任期満了に伴い、委員15名を委嘱することが必要なため、提案するものでございます。

なお、就学指導委員会は、お手元の議案第42号参考資料にございますとおり、小中学校への就学において障害等により配慮を必要とする、次年度に就学予定の児童並びに学齢期の児童生徒について、その状況や特性から適切な就学先を審議し、教育委員会の諮問に応じて、審議の結果を答申する機関でございます。

本年度、委嘱いたします委員につきましては、議案の裏面にございます委員名簿をご覧いただきたいと存じます。

委員の構成といたしましては、相模原市医師会より推薦をいただいた医師の今村正道

氏、鍋木宏氏、清水正勝氏、永井完侍氏、矢島晴美氏、学識経験者として大里朝彦氏、心理士として千谷史子氏、幼稚園関係者として桐生典明氏、保育園関係者として石原美佐子氏、学校教育の関係者として相模原市内にある特別支援学校長の三橋幸彦氏、片岡充彦氏、塚田久美氏、小学校長会から塚原千鶴子氏、米澤由美子氏、中学校長会から大塚千春氏の以上、合わせて15名でございます。

なお、任期につきましては、平成29年6月1日から平成30年5月31日までの1年間となっております。

また、別紙参考資料には、相模原市就学指導委員会の定数及び構成、開催実績等についても記載いたしましたので、ご確認ください。

以上で、議案第42号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりました。

これより、質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

福田委員 開催実績が年4回ということですが、審議件数としては大体どれぐらいなのでしょうか。

松田学校教育課長 年によって多少差はありますけれども、昨年度の就学指導委員会で審議した件数は210件でした。ですので、4回の中で多いときで50件、60件を審議しております。また、学期途中で転入してきたお子さんがいらっしゃった場合などは、臨時という形で審議を行うこともございます。

大山委員 指導委員会の委員の名簿を見ていますと、推薦団体があるところと、ないところがございます。その区別というのは、どのようなものでしょうか。

水野学校教育課担当課長 委員につきましては、推薦母体に依頼をしてご推薦いただいた方と個別にお願いをした方がいらっしゃるため、このような記載となっております。

大山委員 推薦母体がないということで、例えば保育園の関係者というと保育園の公立もあれば私立もあるわけですが、推薦母体がない方をどのように選出しているのでしょうか。おそらく、自薦あるいはどこかの推薦だと思うのですが。

松田学校教育課長 推薦母体の記載がない方の選出につきましては、例えば保育園関係者で申しますと、実際は保育課に依頼をして推薦をいただいている形になっております。

野村教育長 推薦母体はありませんが、現実的には適任者を選んでいただいているということですが。

松田学校教育課長 申し訳ございません。資料に誤りがありましたので、ここで訂正をさせていただきます。

委員名簿の委嘱期間の中に括弧書きで全員 6 期目と記載していますがこれは誤りで、大里朝彦さん、石原美佐子さん、三橋幸彦さん、塚田久美さんについては 1 期目になります。また、米澤由美子さん、片岡充彦さんは 2 期目で、千谷史子さん、塚原千鶴子さん、大塚千春さんにつきましては 3 期目でございます。大変失礼いたしました。

野村教育長 資料の訂正がありましたので、ご確認ください。

この件について、質疑、ご意見等はございますか。よろしいですか。

では、質疑、ご意見ございませんので、これより採決を行います。

議案第 4 2 号、相模原市就学指導委員会委員の人事についてを、原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第 4 2 号は可決されました。

相模原市スポーツ推進審議会委員の人事について

野村教育長 次に、日程 5、議案第 4 3 号、相模原市スポーツ推進審議会委員の人事についてを議題といたします。

事務局より説明をいたします。

長谷川生涯学習部長 議案第 4 3 号、相模原市スポーツ推進審議会委員の人事につきまして、ご説明申し上げます。

2 枚目の議案第 4 3 号、参考資料をご覧ください。

相模原市スポーツ推進審議会は、スポーツ基本法に基づき、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、または意見を建議することなどを職務としております。

委員の定数は 15 人以内、任期は委嘱の日から 2 年でございます。

続きまして、1 枚目の議案裏面に記載してございます委員名簿をご覧ください。

当議案につきましては、下段に記載しましたように、相模原市立中学校長会からご推薦をいただいております早川貞裕委員と相模原市立小中学校長会からご推薦をいただいております諸橋弘規委員の 2 名から任期途中ではございますが、辞職の申し出があったため、これを承認するとともに、相模原市公民館連絡協議会よりご推薦をいただい

ておりました中戸川敏彦委員の任期満了に伴い、計3名の後任の委員を、相模原市スポーツ推進審議会規則第2条の規定に基づき委嘱いたしたく、提案するものでございます。

それでは、委嘱する委員につきまして、ご説明をさせていただきます。

委員名簿の網掛けの部分をご覧いただきたいと存じます。

まず、山口則夫氏でございますが、相模原市立中学校長会からご推薦をいただいております。現在、共和中学校長でございます。

次に、小泉勉氏でございますが、相模原市立小中学校長会からご推薦をいただいております。現在、相武台中学校長でございます。

次に、小倉偉男氏でございますが、相模原市公民館連絡協議会からご推薦をいただいております。現在、陽光台公民館長でございます。

任期は、いずれも平成29年5月20日から平成31年5月19日まででございます。

以上で、議案第43号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりました。

これより、質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

福田委員 委員名簿1番の方と12番、13番の方は同じ学識経験者ですが、まとめて記載をせずに欄を分けています。これは何か理由があるのでしょうか。

菊地原スポーツ課長 委員名簿1番の井上直子さんにつきましては、スポーツ推進審議会の会長を務めていただいている関係で、1番目に記載をしているものでございます。

野村教育長 他にご意見、質疑ございますか。

では、質疑、ご意見がございませんので、これより採決を行います。

議案第43号、相模原市スポーツ推進審議会委員の人事についてを、原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第43号は可決されました。

最後に次回の開催予定についてです。次回は6月16日、金曜日、午後2時30分から教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 それでは、次回の会議は6月16日金曜日、午後2時30分から開催予定といたします。以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会

午後 5 時 5 2 分 閉会